

令和7年度
中央清掃センター電気集塵器補修工事
特記仕様書

令和7年5月
小山広域保健衛生組合

1. 本工事を実施するに際しては、担当者（監督員等）と十分協議の上、プラントの運転に支障が生じないように施工することとする。
また、焼却炉等を停止する場合には、可能なかぎり工期が短縮できるよう工程調整等を行い、工期短縮に努めなければならない。
＊現在、中央清掃センターでは新施設の建設のため各種工事が実施されているため、それら工事との調整に協力し、双方の工事の安全確保を図ること。
2. 工事実施にあたっては、着工前に現地調査を十分に実施し、本施設機器に適合した製品を製作・据付けすること。
各交換部品については、事前に機器承諾図書等を提出し、承認を受けること。
3. 本工事は、ダイオキシン類などの暴露の恐れがあるので、それぞれのレベルに応じた保護具を必ず着用すること。
4. 落下防止対策、高所作業対策、ダイオキシン類暴露防止対策、防爆対策等の安全対策を十分に検討し、実施すること。
5. 本工事内において使用される電気、水道、エアシャワー等については組合が提供するものとするが、その使用にあたっては節約に努めること。また、電気容量などの不足が生じる場合には、受注者の負担で発電機等を用意すること。
6. 補修、点検、清掃時などに発見された軽微な故障等は、本工事内において補修等を行うものとする。
7. 点検の内容は一般的な項目とし、事前に監督員の承認を得てから実施することとする。
8. 点検の報告書については、点検完了後速やかに発注者に提出することとする。
9. 本工事の施工により発生する廃材等については、受注者の責任において適正に処理・処分するものとする。
10. 本仕様書等に明記されていない事項で疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。
11. 本工事の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、工事終了後も同様とする。